

B型肝炎ワクチン定期予防接種にあたって

☆接種する前に必ずお読みください☆

B型肝炎とは、どんな病気？

B型肝炎（HB）ウイルスの感染を受けると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎となる場合もあります。一部劇症肝炎といって、激しい症状から死に至ることもあります。また、症状としては明らかにならないままウイルスが肝臓内部に潜み、年月を経て慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどになることがあります。ことに年齢が小さいほど、急性肝炎の症状は軽いかあるいは症状はあまりはっきりしない一方、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染の形を取りやすいことが知られています。感染は、HB ウイルス（HBs 抗原）陽性の母親から生まれた新生児、HB ウイルス陽性の血液・体液に直接触れたような場合、HB ウイルス陽性者との性的接触などで生じます。

B型肝炎ワクチンと接種効果と副反応について

B型肝炎（HB）ワクチンによる予防は、ことに小児の場合は肝炎の予防というよりウイルスの持続感染を防ぎ、将来発生するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんを防ごうとすることが最大の目的です。

副反応は、これまでの成績では接種を受けた者の 10%前後に倦怠感、頭痛、局所の腫脹、発赤、疼痛等がみられたと報告されていますが、新生児・乳児についても問題はなく行われています。またまれにみられる重い副反応には、アナフィラキシー（急激なアレルギー反応）、多発性硬化症等があります。

接種スケジュールと接種回数について

【対 象 者】 1歳の誕生日の前日まで（0歳の方）

【接種回数】 3回皮下に接種（3回の接種を終えるまでに、おおよそ半年間かかります）

【接種スケジュール】

- ・ 2回目の接種は、1回目から 27 日以上をおいて接種します。
- ・ 3回目の接種は、1回目から 139 日以上（20 週）をおいて接種します。

【標準的な接種期間】 ←この期間になったら、できるだけ早く受けましょう。

生後 2 か月から生後 9 か月に至るまでの期間

1 回目は生後 2 か月、2 回目は生後 3 か月、3 回目は生後 7～8 か月です。

予防接種を受けることができない場合

- 明らかな発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている場合
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後 30 分以内位に出現する呼吸困難や重いアレルギー反応、ショック状態になるようなはげしい全身反応）を起こしたことがある場合
- 上記の他、医師が不適当な状態と判断した場合

裏面もお読みください

接種を受ける際に、医師とよくご相談しなければならない場合

- 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、発育障害などの基礎疾患がある場合
- 過去にけいれんを起こしたことがある場合
- 過去の予防接種で、受けた後2日以内に発熱があった場合、および全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある場合
- ラテックス過敏症がある場合
バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用するため
※ラテックス過敏症とは、天然ゴムの製品に対する即時型の過敏症です。ラテックス製の手袋を使用時にアレルギー反応がみられた場合等に疑います。また、ラテックスと交差反応のある果物等（バナナ、栗、キウイフルーツ、アボガド、メロン等）にアレルギーがある場合もご相談ください。
- 過去に免疫不全の診断がなされている場合および近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれがある場合

予防接種を受ける前の注意

- 接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。
（原則、保護者が望ましいです。）
- 受ける前のお子さんの体調や状態をよく観察しましょう。
- あらかじめこの説明書や送付した書類をよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。
- 前日に入浴させて清潔にしておきましょう。

予防接種後の注意

- 予防接種を受けたあと30分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- 接種後、1週間は副反応の出現や体調に注意しましょう。
- 当日の入浴は問題ありません。接種部位はこすらずに清潔を保ちましょう。
- 当日の激しい運動は避けましょう。
- 接種後、接種部位の異常な反応や高熱、けいれんなど、体調の変化があった場合はすみやかに医師の診察を受けてください。

健康被害救済制度について

定期予防接種後、引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

定期予防接種後の副反応などが生じた場合には、下記までご連絡ください。

問い合わせ先：関川村 健康福祉課 健康推進班 電話 0254-64-1472（直通）
